

2024年5月24日（金）  
愛知県建設局土木部建設総務課  
契約第一グループ  
担当 大橋、伊藤  
内線 2632、2635  
ダイヤルイン 052-954-6608  
愛知県建設局土木部建設企画課  
調整第二グループ  
担当 夫馬、安藤  
内線 5225、5224  
ダイヤルイン 052-954-7436  
愛知県農林基盤局農地部農林総務課  
経理・契約グループ  
担当 赤堀、梅田  
内線 3656、3630  
ダイヤルイン 052-954-6394  
愛知県企業庁管理部総務課  
契約グループ  
担当 吉川、東元  
内線 5615、5618  
ダイヤルイン 052-954-6671

## 低入札対策の強化について

愛知県建設部門（建設局、都市・交通局及び建築局）、農林水産部門（農業水産局及び農林基盤局）並びに企業庁では、公共工事の適正な履行、下請業者へのしづ寄せ防止、安全管理体制の確保及び品質確保などの観点から、低入札対策に取り組んでいます。

この度、公共工事の品質確保を図るうえで重要な役割を果たす測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務（以下、「建設コンサルタント業務等」という。）について、更なる対策の強化を図ることとし、低入札に係る調査基準価格等の算定式の見直しを下記のとおり行います。

記

### 1 改正内容

建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査制度の「調査基準価格」、「失格判断基準」及び最低制限価格制度の「最低制限価格」について、算定に使用する一般管理費等の算入率を別紙のとおり引き上げます。

### 2 改正時期

2024年6月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。

別紙

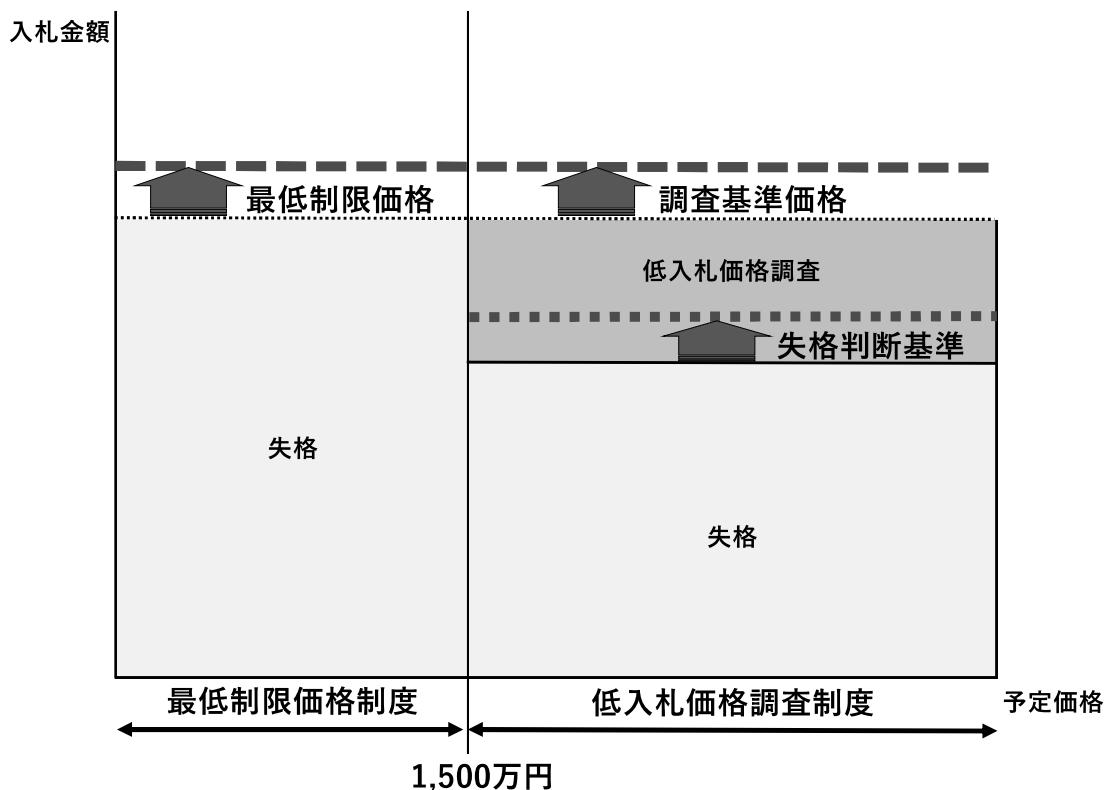
《建設コンサルタント業務等算定式》

業種区分		調査基準価格・最低制限価格 (①+②+③+④) × 110／100				失格判断 基準 (該当部分 を置換え)
		①	②	③	④	
測量業務	直接測量費	諸経費 × <u>60%</u> 【改正前 58%】				諸経費 × <u>50%</u> 【改正前 48%】
建設コンサルタント業務	建築関係	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 90%	諸経費 × 60%	技術料等経費 × 60%
	土木関係	直接原価	その他原価 × 90%	一般管理費等 × <u>70%</u> 【改正前 68%】		一般管理費等 × <u>50%</u> 【改正前 48%】
地質調査業務	直接調査費	間接調査費 × 90%		地質調査 業務費 (解析) × 80%	諸経費 (一般) × <u>50%</u> 【改正前 48%】	
補償関係コンサルタント業務	直接原価	その他原価 × 90%		一般管理費等 × <u>70%</u> 【改正前 65%】		一般管理費等 × <u>50%</u> 【改正前 45%】

- ・ 調査基準価格及び最低制限価格の上限は予定価格の 92%、下限は予定価格の 75%です。
- ・ ①から④の合計額に 1 万円未満の端数がある場合は切り捨てます。
- ・ 地質調査業務は、調査基準価格と失格判断基準が同額のため、調査基準価格を下回ると失格となります。

## 参考：建設コンサルタント業務等における低入札対策の概要

予定価格 1,500 万円以上または総合評価落札方式により実施する競争入札においては、「低入札価格調査制度」を適用し、予定価格 1,500 万円未満（ただし、総合評価落札方式による場合を除く）の競争入札においては、「最低制限価格制度」を適用します。



### 【低入札価格調査制度】

入札価格が調査基準価格を下回った場合、その入札価格で契約の内容が適切に行われるかどうか判断するため、落札決定前に調査を行う制度。

### 【調査基準価格】

入札価格がこの価格未満の場合、契約の内容が適切に行われるかどうか判断するための調査を行うこととなる基準となる価格<sup>\*</sup>。

### 【失格判断基準】

調査基準価格を下回った入札のうち、入札価格がこの基準を下回った場合に、低入札価格調査を行うことなく、直ちに失格とする数値的基準<sup>\*</sup>。

なお、政府調達協定（WTO 協定）対象業務には適用しない。

### 【最低制限価格制度】

入札価格が、最低制限価格未満の場合、その者の入札を失格とする制度。

なお、最低制限価格と調査基準価格の算定式は同じ<sup>\*</sup>。

\*県の予定価格の算定の根拠となった積算の内訳の各項目の金額を、基準価格等の算定式に当てはめて算出する。